

○三島村インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する
条例（案）

令和7年 月 日

条例第 号

（目的）

第1条 この条例は、インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関して、村の責務並びに村民及び議会の役割を明らかにするとともに、これらの施策の基本となる事項を定めることにより、これを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 誹謗中傷等 インターネット上において、誹謗中傷、プライバシーの侵害等による権利及び法的に保護される利益を侵害する情報権利を侵害する情報(以下この項において「侵害情報」という。)又は侵害情報に該当する可能性のある情報又は侵害情報には該当しないが当該者に著しい心理的、身体的若しくは経済的な負担を強いる情報を発信し、又は拡散することをいう。

(2) 被害者 誹謗中傷等により平穏な日常生活又は経済活動等を害された者をいう。

(3) 行為者 誹謗中傷等を行った者をいう。

(4) 村民等 次に掲げるものをいう。

ア 村内に居住する者

イ 村外に居住する村職員

ウ 村内で活動を行う団体又は事業者

(5) インターネットリテラシー インターネットの利便性、危険性及び基本的なマナーを理解して、情報を正しく取捨選択し、適正な情報を発信

し、及びインターネット上のトラブルを回避してインターネットを正しく活用する能力をいう。

(村の責務)

第3条 村は、被害者及び行為者を発生させないための施策並びに被害者を支援するための施策を実施する責務を有する。

(村民等の役割)

第4条 村民等は、自らが行為者となることがないように、インターネットリテラシーの向上に努めるとともに、被害者が置かれている状況及び被害者の支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

(議会の役割)

第5条 議会及び議員は、本条例の趣旨を理解し、村民等の範となる行動に努めるものとする。

(連携協力)

第6条 村は、第3条の施策を円滑に推進するため、国、鹿児島県、その他の関係機関と連携を図らなければならない。

(基本的施策)

第7条 村は、インターネット上で情報を発信する者の表現の自由に配慮しつつ、次に掲げる施策に取り組むものとする。

- (1) インターネット上の誹謗中傷等の問題に対する理解を深めるための施策
- (2) 村民等のインターネットリテラシーの向上に資する施策
- (3) 被害者の心理的負担の軽減を含めた相談支援体制の整備
- (4) 前3号に掲げるもののほか、被害者及び行為者を発生させないための施策

附 則

この条例は、公布の日から施行する。